

令和2年10月22日

各所属長様

市長

令和3年度予算編成方針について（通知）

このことについて、三次市予算規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき、令和3年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 本市の財政状況

財政の健全性を示す指標である財政健全化判断比率（令和元年度）は、実質公債費比率が7.0%、将来負担比率が52.8%であり、公債費の積極的な繰上償還の実施等により、いずれも基準以内で財政の健全性を維持している。

しかしながら、財政の余裕度を示す経常収支比率は97.5%であり、平成30年度から0.8ポイント上昇し合併以降最高比率を記録した。大きな要因は、普通交付税の合併による優遇措置の段階的な縮減による歳入の減少であるが、歳出においても公債費などの義務的な経費や公共施設の維持管理経費などの固定化した経費が多額であり、経常収支比率の改善を妨げる要因となっている。

2 今後の財政見通し

歳入においては、普通交付税の優遇措置が終了し経常的な収入がこれまでどおりには見込めなくなったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益や個人所得の落ち込みによる市税収入の減収も想定されることから、これまでにはない厳しい状況が見込まれる。

歳出においては、過去の建設事業の公債費が多額であることに加え、多様化する行政ニーズに対応するための社会保障費をはじめとした各種行政サービス経費のほか、公共施設や道路などのインフラ資産の維持管理費に多額の経費が見込まれる。

今後においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応と社会経済活動の両立を図りつつ、ウィズコロナ・アフターコロナ時代への変化に対応するため、デジタル化をはじめとした持続可能なまちづくりへの転換を加速させる必要がある。

また、平成30年7月豪雨災害の復旧半ばにおいて、本年7月にふたたび豪雨災害が発生したことから、継続して復旧事業に取り組むほか、頻発する自然災害

を見据えた対応が迫られている。

さらには、老朽化が進んでいる公共施設及び道路・橋りょうなどのインフラ資産の更新・長寿命化事業への財政的な備えについても対応する必要がある。

予算編成においては、様々な課題への対応を迫られている中で、基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が続いており、今後の財政運営は極めて厳しい状況が想定されるが、これを変革の契機ととらえ、職員一人一人がこれまでの知見と創意工夫を最大限に発揮し、「新しい三次づくり」に取り組んでいく必要がある。

3 基本的な考え方

(1) 第2次三次市総合計画の諸施策の推進

めざすまちの姿である「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次」の実現に向け、令和元年12月に新たに掲げた重点項目を具現化する子育て・医療・福祉の充実や拠点性の維持・向上に係る施策等を踏まえた予算編成を行う。

また、政策の実現に向けては、部局を超えた横の連携を強化し全庁体制の情報共有化を図るとともに、ホームページやSNSなどの広報媒体を最大限活用した情報発信に力を入れて事業展開を図るものとする。

(2) 「新しい三次づくり」の推進

今年度策定予定の「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げた4つの基本目標の早期達成に向け、成果指標を強く意識し、新しい時代に対応した「新しい三次づくり」を推進する。

【基本目標】

- ① 三次の資源を活かした産業の創出と持続的に発展する環境づくり
- ② 新たな「ひとの流れ」をつくり、地域人材を育てる～定着と関係づくりの促進～
- ③ 子育て世代に魅力的な三次づくり
- ④ 安心して住み続けられる、持続可能な「まちづくり」

(3) 災害に強いまちづくりの推進

平成30年7月豪雨災害及び今年度発生した7月豪雨災害の早期復旧に最優先で取り組むとともに、内水排除対策や災害時の情報伝達方法の取組など、頻発する自然災害による被害を最小限に抑えるための防災・減災対策への取組を推進する。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、市民の生命と生活を守る

ことを最優先として、国、県の動向を見極めつつ取り組むとともに、既存事業については「新しい生活様式」を踏まえた行政サービスを推進するため、事務事業の実施手法の見直しや業務効率化の取組を推進する。

(5) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

本年度設置した三次市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進本部での取組項目については、ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応を踏まえ、これまでの制度・慣行を大胆に見直し、積極的にデジタル化やオンライン化に取り組み、スマートシティ構想の実現を推進する。

(6) 行財政改革の推進

第4次の三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画を踏まえた予算編成を行うものとする。特に、普通交付税の優遇措置の終了を踏まえ、今後も持続した安定的財政運営を図るため、行財政改革の取組を確実に実行するとともに、行政評価等をもとに「選択と集中」の観点から、個別に事業や施設の廃止を含めた見直しを行うものとする。

◆健全な財政運営の継続

持続可能な財政基盤の確立に向けて、プライマリーバランス(基礎的財政収支)を強く意識しながら、健全化判断比率を堅持するとともに、適正規模の財政調整基金の確保に努めるものとする。

◆各部局の要求基準（シーリング）

経常的な経費については、次のとおり要求基準を定め、主要施策の実現に向けた事業費への重点的な予算配分を行うこととする。

- ・令和元年度決算額を予算配分の基本とする。
- ・内部管理経費を含む政策経費及び経常経費は、別途総務部財政課通知「令和3年度予算要求要領」において示すこととする。

4 その他の留意事項

(1) 災害復旧事業の優先

昨年度に引き続き災害復旧対策に伴う繰越事業が発生する見込みであることを踏まえ、既存事業については、必要性や緊急度、効果等を検討したうえで優先順位を精査し休止や繰り延べ等による事業量の平準化を図ること。

(2) PDCAサイクルの徹底

行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を目的として、PDCAサイクルの「C」の「評価・点検」、「A」の「改善」の取組を徹底すること。特に、令和2年度「The行政チェック」において見直しの対象となっている

事務事業については、見直しを反映した予算編成とすること。

(3) スクラップ・アンド・ビルドの取組（ゼロベースの観点）

ア 全ての事務事業は、ゼロベースから見直し、事業統合や再構築そして廃止を含めた検討を行い予算への反映に努めること。

特に、新型コロナウイルス感染症対応により中止又は縮小した事務事業においては、実施の必要性や規模について十分に検討すること。

イ 事務事業の見直しについては、事務事業の内容や事業費のほか、働き方改革を推進するため、ICTの活用等による時間外勤務の縮減など事務手順等も含めて効率的な見直しを図ること。

ウ 既存の事務事業について、社会情勢や事業執行状況を踏まえ、効果やニーズの低くなった事業、多額の不用額が生じている事業は、積極的に縮減、廃止すること。

エ 新規・拡充事業については、他の既存事業の規模縮小、廃止等により財源の確保を図ること。

(4) 国・県等の諸施策の活用及び自主財源の確保

国・県等の関係機関との連携を密にし、国等が進めている経済対策や地方創生の諸施策を最大限活用すること。

また、施設利用や各種行政サービスの提供については、市民間の公平を図るため、使用料・手数料等受益者に応分適正の負担を求めることに鋭意努めるものとする。

(5) 費用対効果の検討

歳出予算の要求については、安易に前年度どおりの予算要求を行うことのないよう、経費の精査を十分に行い、最少の経費で最大の事業効果が上がる予算編成に最大限の努力を求めるものとする。

(6) 不用額の分析

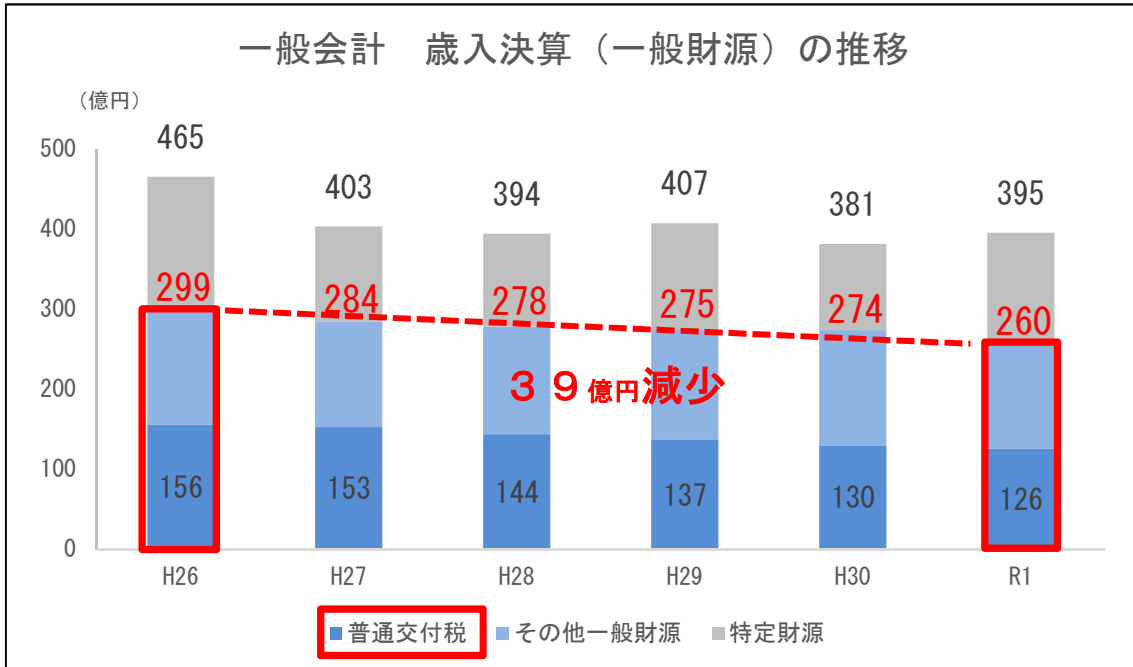
令和元年度の決算不用額を徹底的に検証し、決算を意識した予算要求を行うこと。特に、令和元年度の決算において多額の不用額が発生した科目については、適正な積算に努めること。

以上の方針に基づく細目については、別途、総務部財政課通知「令和3年度予算要求要領」により予算要求を行うものとする。

【参考】

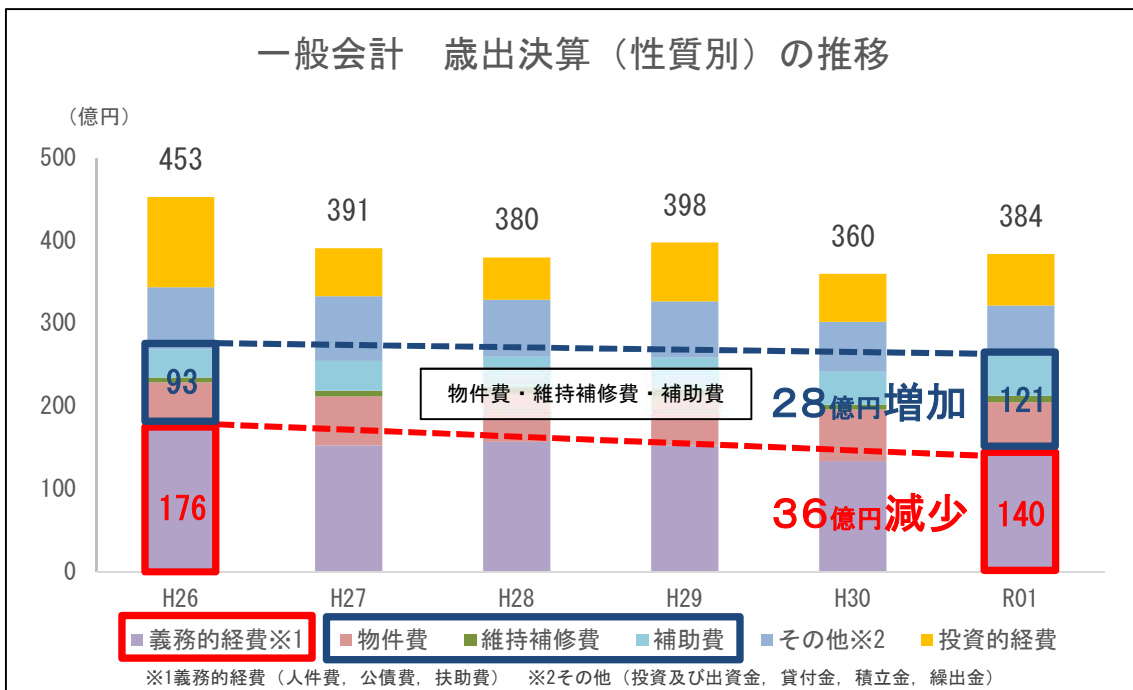
(1) 決算における歳入の状況

一般財源は、平成26年度と比較して約39億円減少している。
 (平成26年度約299億円→令和元年度約260億円)



(2) 決算における歳出の状況

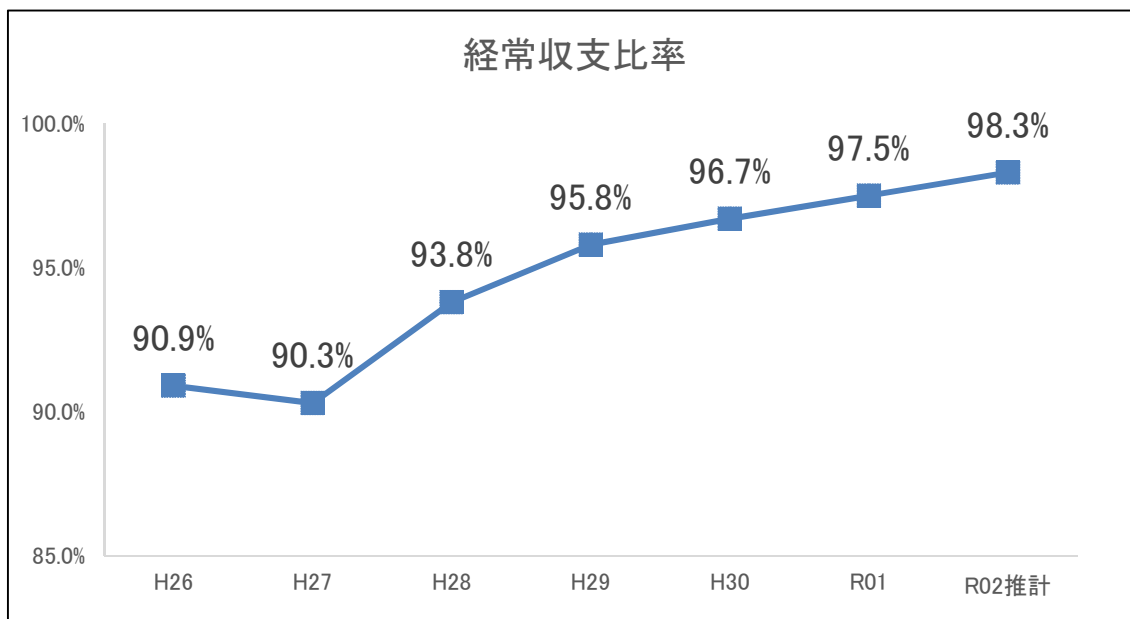
義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は減少しているものの、物件費、補助費、維持補修費の合計額は、平成26年度と比較して約28億円増加している。
 (平成26年度約176億円→令和元年度約204億円)



注）年度比較のため公営企業への補助費は繰出金へ振り替えている。

(3) 経常収支比率の推移

平成27年度から、普通交付税の合併による優遇措置の段階的な縮減に伴い経常収支比率は上昇している。



(4) 当初予算編成における普通交付税と基金繰入金（ソフト事業充当分）の推移

当初予算編成においては、普通交付税の合併による優遇措置の段階的な縮減に伴い基金繰入金（ソフト事業充当分）が増加している。

